

## 入札等参加資格審査申請書の添付書類

### 1 印刷物の製造及び物品の購入に関するもの

- (1) 申請者が法人の場合は商業登記簿謄本またはその写し、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書（各々発行（交付）されてから申請時において3箇月以内のもの。）
- (2) 申請者が個人の場合は市区町村長が発行する営業証明書、または、営業証明書が発行されていない場合は、令和6年度に賦課された個人事業税の納税証明書
- (3) 申請者が法人の場合は令和6年度に賦課された法人税・消費税及び地方消費税・法人市町村民税、個人の場合は、令和6年度に賦課された所得税・消費税及び地方消費税・市町村民税等の納税証明書
- (4) 業種によって許可、免許、登録等を要する場合は当該許可書等の写し
- (5) 印鑑証明書、またはその写し
- (6) 損益計算書（最近1年間の収支決算）

### 2 土木工事等に関するものにあつては、前項1号から5号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

- (1) 工事（事業）経歴書（市町村統一様式による）
- (2) 経営事項審査結果通知書の写し
- (3) 技術者名簿（市町村統一様式による）
- (4) 入札参加資格審査申請書付票（市町村統一様式による）
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可に係る許可通知書の写し及び許可申請書別表の写し
- (6) 作業船を有する場合は次の①または②に掲げる書類
  - ① 自力で航行できる作業船については、次に掲げるいずれかの書類
    - ア 船舶法（明治32年法律第46号）第5条に規定する登録に係る船舶国籍証書の写し
    - イ 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に規定する登録に係る登録事項通知書の写し
  - ② 自力で航行できない作業船について当該作業船に係る海上保険契約を締結している場合は、商法（明治32年法律第48号）第821条に規定する当該作業船に係る海上保険証券の写し
- (7) 作業船に検査を必要とする移動式クレーンを装備している場合は、次の①及び②に掲げる書類
  - ① クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第59条に規定する検査に係る移動式クレーン検査証の写し
  - ② クレーン等安全規則第85条に規定する変更の届出に係る移動式クレーン変更届の写し

### **3 土木施設物の設計、建築物の設計、測量、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林に関するものについては第1項1号から5号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類**

- (1) 第2項の第1号から第4号までに掲げる書類（第2号に掲げる書類を除く。）
- (2) 申請をしようとする年の1月1日の直前1年間に売上高を有していたことを証する書類
- (3) 土木施設物の設計に関するものについては、建設コンサルタントの登録を受けている場合は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第7条に規定する現況報告書の写し
- (4) 建築物の設計に関するものについては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する登録に係る登録通知書の写し
- (5) 測量に関するものについては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録に係る登録通知書の写し
- (6) 地質調査に関するものについては、地質調査業者の登録を受けている場合は、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第7条に規定する現況報告書の写し
- (7) 技術資料作成に関するものについては、補償コンサルタントの登録を受けている場合は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に規定する現況報告書の写し
- (8) 申請者が個人の場合で、第3号、第6号若しくは前号に規定する登録を受けていないものまたは道路清掃若しくは造林に関するものについては、申請をしようとする年の1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいることを証する書類

### **4 その他の資格に関するもの**

- (1) 第1項各号に掲げる書類
  - (2) その他町長が必要と認める書類
- 5 申請者が共同企業体であるときは、当該共同企業体に係る協定書その他関係書類
- 6 申請者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」と総称する。）であるときは、第1項から第4項までの規定によるほか、当該組合の定款及び組合員名簿並びに当該組合の組合員（資格者又は申請者たる者を除く。）に係る第1項から第4項までに定める書類
- 7 前項に掲げるもののほか、協同組合等が経済産業局長から官公需の受注に係る適格組合証明を受けている場合は、適格組合であることを証する書類